

芦屋市立養護老人ホーム和風園

指定管理者基本協定書

芦 屋 市

芦屋市立養護老人ホーム和風園指定管理者基本協定書

芦屋市（以下「甲」という。）は、芦屋市立養護老人ホームの設置及び管理に関する条例（昭和39年芦屋市条例第48号。以下「条例」という。）第6条の規定により芦屋市立養護老人ホーム和風園（以下「和風園」という。）の管理運営を行わせるため、市長が指定した社会福祉法人聖徳園（以下「乙」という。）と次のとおり基本協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に協力し、和風園の管理運営を行うために必要な基本事項を定めることを目的とする。

（指定期間）

第2条 指定期間は、平成25年4月1日から平成30年3月31日までとする。

（管理の基準及び業務の範囲）

第3条 乙は、この協定、各事業年度における事項について定めた年度協定、条例及び同条例施行規則、芦屋市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年芦屋市条例第22号。以下「手続条例」という。）並びに関係法令等のほか、和風園指定管理者募集要項、和風園指定管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）及び乙が甲に提出した事業計画書並びに別途和風園業務要項に従い管理運営を行わなければならない。

（指定管理者の責務）

第4条 乙は、地方自治法その他の関係法令及び条例その他の関係規程並びにこの協定の定めるところに従い、信義を重んじ誠実に管理運営業務（以下「業務」という。）を履行し、和風園が円滑かつ適正に運営されるように管理しなければならない。

2 乙は、施設入所者の被災に対する第一次責任を有し、業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合は、関係機関との連携を図り、入所者の安全を確保するなど迅速かつ適切な対応を行い、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

3 乙は、業務の継続が困難となった場合、又はそのおそれが生じた場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（設備等の使用）

第5条 甲は、和風園の管理運営を遂行するため、必要な設備等を乙に無償で使用させるものとし、乙は、甲の指示に基づき設備等を適正に維持管理するものとする。

2 乙は、前項の規定により使用する設備等を目的外に使用してはならない。

（統括責任者の配置）

第6条 乙は、和風園の業務を円滑かつ適正に実施するため、関係法令等の定めるところに従い、管理に関する統括責任者を配置し、甲に報告しなければならない。

（事業計画書）

第7条 乙は、年度ごとに事業計画書を提出するものとし、当該計画書を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、変更することができるものとする。

2 前項の事業計画書は、平成25年度は5月末日、次年度以降は毎年3月末日までに提出するものとする。

(指定管理料)

第8条 甲は、指定期間内における乙の業務に係る経費（以下「指定管理料」という。）を補填するものとし、年度協定書において各年度の指定管理料を定めるものとする。

2 指定期間の指定管理料の合計額は、甲の設定した債務負担行為の額を上限とする。
(自主事業収入)

第9条 乙が実施する自主事業に関する収入は、乙の収入とする。

2 自主事業は、和風園2階において実施するものとする。

(事業報告書の提出)

第10条 乙は、毎年度終了後60日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、甲に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管理者の指定が取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況及び入所者の状況
- (2) 自主事業その他の収入の実績
- (3) 管理運営経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、甲が特に必要と認める事項

2 乙は、前項で定める事業報告書のほか、業務の遂行に当たり必要がある場合は、甲に対し必要な事項を随時報告するものとする。

(管理状況の確認調査及び評価)

第11条 甲は、協定に従い適正かつ確実な管理が実施されているかどうか、安定的継続的に管理業務の提供が可能な状態にあるかどうか等、管理状況について四半期ごとに確認調査を行い、また、必要に応じて報告を求め、実施について調査し、又は必要な指示をすることができるものとする。

2 乙は、前項の確認調査に協力するとともに、甲が請求する必要なデータ等について提供するものとする。

3 甲は、毎年度終了後当該年度における乙の事業実施について事後評価を行い、別に定める様式によりホームページ等で評価結果を公表するものとする。

(備品等の管理)

第12条 乙は、和風園に備える備品等を適切に管理しなければならない。

2 乙は、和風園の管理に当たって、乙の所有する備品等を持ち込み、又は購入した場合は、持込備品管理簿に記載するものとする。

3 乙は、指定期間の満了又は指定の取消しにより和風園の管理を終了したときは、持ち込んだ備品等を直ちに自己の負担において撤去するものとする。ただし、甲の承認を得たときは、この限りでない。

(指定の取消し等)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができるものとする。

- (1) 各事業年度における事項について定めた年度協定，条例，同条例施行規則，手続条例若しくは関係法令又はこの協定の条項に違反したとき。
- (2) 仕様書及び事業計画書に従い和風園の管理業務を履行しないとき，又は履行の見込みがないと認められるとき。
- (3) 正当な理由なく，甲の指示に従わないとき。
- (4) 甲が求める水準を著しく下回ったとき。
- (5) 著しく社会的信用を失う等により指定管理者として相応しくないと認められるとき。

(原状回復義務)

第14条 乙は，第2条に定める指定期間が満了したとき，前条の規定により指定を取り消されたとき，又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは，当該施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし，甲の承認を得たときは，この限りでない。

(引継ぎ)

第15条 乙は，別の指定管理者が新たに指定されたときは，新たに指定された指定管理者への引継ぎを文書により誠実に行わなければならない。

- 2 前項の引継ぎは，新たな指定管理者が業務を開始するまでに完了しなければならない。
- 3 施設管理に係る光熱水費のうち，月末締めによる支払いが不可能なものについては，指定期間内の最終締め日以後の光熱水費は，新たに指定された指定管理者が支払うものとする。

(損害賠償義務)

第16条 乙は，業務の遂行に当たり，乙の責に帰すべき事由により和風園の入所者又は第三者に損害を与えた場合は，その損害を賠償するものとする。ただし，甲が特別な事由があると認めるときは，この限りでない。

- 2 甲は，乙の責に帰すべき事由により発生した損害について，和風園の入所者又は第三者に対して賠償した場合は，乙に対して，賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。
- 3 乙が，乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えた場合は，その損害を賠償しなければならない。ただし，甲の責に帰すべき事由，不可抗力その他特別の事由がある場合は，その全部又は一部を免責することができるものとする。火災・水災・震災その他の災害による修理費等は甲の負担とする。
- 4 第13条の指定の取消しにより発生した乙の損害について甲は賠償しないものとする。また，取消しにより発生した甲の損害について乙に賠償を請求することができるものとする。

(個人情報保護等)

第17条 乙は，この協定の履行に当たって，芦屋市個人情報保護条例（平成16年芦屋市条例第19号），関係法令等のほか，別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

- 2 乙は，業務遂行上知り得た情報については，指定期間終了後においても他に漏らしてはならない。

3 乙は、従事者に対して、定期的に個人情報に関する研修等を行わなければならない。

(情報公開)

第18条 乙は、業務の遂行に当たり、情報の公開に努めるものとする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第19条 乙は、この協定及び年度協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、転貸し、若しくは承継させ、又は権利を担保に供してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第20条 乙は、この協定及び年度協定に定める業務の全部又は主要な部分を第三者に請け負わせてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(管轄裁判所)

第21条 この協定に関する管轄裁判所は、甲の所在地を管轄区域とする地方裁判所とする。

(疑義の決定)

第22条 この協定に関し疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(当該事業年度における協定)

第23条 この協定の発効により、各事業年度における事項については、別に年度協定を締結する。

この協定の成立を証明するため本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年4月1日

甲 芦屋市精道町7番6号
芦屋市
芦屋市長 山 中 健

乙 大阪府枚方市香里ヶ丘四丁目17番地1
社会福祉法人聖徳園
理事長 三 上 了 道

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、和風園の管理運営に係る個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(目的外収集・利用の禁止)

第2 乙は、管理運営事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、管理運営事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供の禁止)

第3 乙は、管理運営事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第4 乙は、管理運営事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第5 乙が管理運営事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この協定による指定期間満了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第6 乙は、個人情報保護に関し、この協定に違反する事態が生じ、又は生ずる恐れがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第7 乙が故意又は過失により個人情報を漏えいしたときは、乙はそれにより生じた損害を賠償しなければならない。